

○山形県警察鑑識技能検定に関する訓令

平成14年5月20日

本部訓令第13号

改正 平成26年6月4日本部訓令第15号

山形県警察鑑識技能検定に関する訓令（昭和42年7月本部訓令第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、鑑識技能検定に関する訓令（平成26年警察庁訓令第2号）第6条の規定に基づき、警察職員の犯罪鑑識についての技能の検定（以下「技能検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（技能検定の実施者等）

第2条 技能検定の実施及び合格者の決定は、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）が行うものとする。

（技能検定の実施）

第3条 技能検定は、各種別ごとに毎年1回以上実施するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、これを実施しないことができる。

2 前項に規定する技能検定の実施の期日、場所、方法その他必要な事項は鑑識課長が定めるものとする。

（受検の手続）

第4条 所属長は、所属の職員に技能検定を受検する者があるときは、鑑識技能検定受検希望者名簿（別記様式第1号）を作成し、鑑識課に送付しなければならない。

（合格者名簿）

第5条 鑑識課長は、技能検定に合格した者を鑑識技能検定合格者名簿（別記様式第2号）に登載しなければならない。

（合格証書の授与等）

第6条 鑑識課長は、技能検定に合格した者に合格証書（別記様式第3号）を授与するとともに、当該合格した者の所属長にその氏名、合格年月日等を通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成26年6月4日本部訓令第15号）

この訓令は、平成26年6月12日から施行する。